

# 高額療養費制度の

# 自己負担限度額が

# 変更になります

平成27年1月1日から、負担能力

に応じた負担を求める観点から、自己負担限度額を、より細分化した見

直しが行われます。

## 〔高額療養費制度とは〕

医療機関や薬局の窓口で支払った金額が、月の初めから終わりまでに、一定額を超えた場合に、その超えた金額が支給される制度です。

高額療養費制度に該当する世帯には、診療月の約3か月後に、申請のご案内のはがきを郵送します。

※入院時の食費負担や差額ベッド代などは含まれません。

## 〔限度額適用認定証の申請〕

平成27年1月以降も療養を予定している人は、平成27年1月以降に再度申請してください。

※70歳以上の人の認定証は、引き続き使用できません。

## 〔70歳以上の皆さんへ〕

70歳以上の人の限度額に変更はありませんが、区分判定に変更があります。

従来、70〜74歳の被保険者で、住民税課税所得が145万円以上かつ、対象者2人以上で合計収入520万円以上、1人で383万円以上の人は3割の負担になっていました。

今回、この判定に、平成27年1月以降、新たに70歳になる人がいる世帯で、対象者の旧ただし書所得の合計額が210万円超である場合という条件が追加されました。

※手続は必要ありません。対象者には、新しい高齢受給者証を郵送します。

## 新旧比較表（70歳未満）



平成26年12月以前

区分	所得要件	限度額
上位所得	※旧ただし書所得 600万円超	15万円+ (総医療費-50万円)×1% 〈多数回該当：8万3,400円〉
一般	旧ただし書所得 600万円以下	8万100円+ (総医療費-26万7,000円)×1% 〈多数回該当：4万4,400円〉
低所得	住民税非課税	3万5,400円 〈多数回該当：2万4,600円〉



平成27年1月以降

区分	所得要件	限度額
ア	旧ただし書所得 901万円超	25万2,600円+ (総医療費-84万2,000円) ×1% 〈多数回該当：14万100円〉
イ	旧ただし書所得 600万円超～ 901万円以下	16万7,400円+ (総医療費-55万8,000円) ×1% 〈多数回該当：9万3,000円〉
ウ	旧ただし書所得 210万円超～ 600万円以下	8万100円+ (総医療費-26万7,000円) ×1% 〈多数回該当：4万4,400円〉
エ	旧ただし書所得 210万円以下	5万7,600円 〈多数回該当：4万4,400円〉
オ	住民税非課税	3万5,400円 〈多数回該当：2万4,600円〉

※旧ただし書所得…総所得金額などから基礎控除額（33万円）を差し引いた額。

※多数回該当…過去12か月間に、同一の世帯で高額療養費の支給該当が3回以上あったとき、4回目からは自己負担限度額が軽減されます。

富士市国民健康保険加入者の問い合わせ／国保年金課 保険給付担当

☎55-2751 FAX51-2521 📧ho-kokuho@div.city.fuji.shizuoka.jp

※社会保険・共済などに加入している人は、各保険者にお問い合わせください。